

少年・刑事財政基金の支出に関する規則

(平成二十一年一月十五日規則第三百三十四号)

改正 平成二十三年 三月一七日

同 二六年 八月二一日

同 二七年一月一八日

同 二九年 三月一六日

同 二九年一月一四日

令和 元年 八月二三日

同 四年 一月二〇日

同 五年 三月一六日

(目的)

第一条 この規則は、少年・刑事財政基金に関する規程(会規第八十六号)第七条の規定に基づき、少年・刑事財政基金(以下「本基金」という。)の支出に関する事項を定めることを目的とする。

(本基金の支出)

第二条 本基金から支出する法律援助事業に関する規程(会規第七十七号)第二条第一号の刑事被疑者弁護援助事業における援助金は、一事件について七万一千五百円

- 1 -

(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下本条及び本条において同じ。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、勾留状が発せられるまでのものに対する援助金は、被疑者との接見一回について二万円とし、四万円を上限とするものとする。

3 特段の事由により援助の対象となった受任弁護士が複数となった場合の前二項に規定する援助金の支出は、二人となった場合にあつては二倍の額を、三人以上となった場合にあつては三倍の額を支出するものとする。

4 刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件が通訳を要した場合については、前三項に規定するほか、一事件について十万円を上限に実費を加算して支出するものとする。

第二条の二 本基金から支出する法律援助事業に関する規程第二条第二号の少年保護事件付添援助事業における援助金は、一事件について十万二千三百円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の援助金は、当該各号に定める額とする。

一 審判に立ち会うことなく付添人を辞任した場合 次のイからハまでに掲げる選任から辞任までの期間に際し、当該イからハまでに定める額

- 2 -

- イ 一週間以内 五万一千七百元
- ロ 一週間を超え、二週間以内 七万一千五百円
- ハ 二週間を超える期間 八万二千五百円
- 二 家庭裁判所に係属する少年保護事件を受任した付添人が当該事件について抗告又は再抗告を行う場合 次のイ及びロに掲げる付添人活動の区分に応じ、当該イ及びロに定める額
 - イ 抗告 七万一千五百円
 - ロ 再抗告 五万一千七百元
- 三 抗告裁判所に係属する少年保護事件を受任した付添人が当該事件について再抗告を行う場合 五万一千七百元
- 四 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十二條の三第二項若しくは第三十二條の五第二項（第三十條第二項において準用する場合を含む。）の規定により国選付添人選任決定がされた場合又は同法第二十二條の三第一項若しくは第二十二條の五第二項の規定により必要的国選付添人制度の対象となった場合 五万一千七百元
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、少年保護事件付添援助事業の援助金の支出について準用する。この場合にお

- 3 -

- いて、前条第四項中「刑事被疑者弁護援助事業」とあるのは「少年保護事件付添援助事業」と、「前三項」とあるのは「前二項」と読み替えるものとする。
- 4 少年保護事件付添援助事業の対象となる事件が記録謄写を要した場合については、前三項に規定するものほか、一事件について一万円を加算して支出するものとする。ただし、記録謄写に要した費用が一万円を超える場合は、五万円を上限に実費を加算して支出するものとする。
- 第二条の三 本基金から支出する弁護士会に対する少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業に関する加算事業のための事業費であつて本会が特に認められた費用の補助金は、理事会の承認を得た費目及びその額とする。
- 第二条の四 本基金から支出する弁護士会に対する当番弁護士及び当番付添人の補助金は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を支出するものとする。
 - 一 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う費用 一件について一万円
 - 二 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う通訳費用 一件について一万円

- 4 -

三 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に
関し、特別に支出を要した費用 理事会の承認を得た
額

第二条の五 本条における弁護士等とは、次の各号のい
ずれかに該当する者をいう。

一 少年・刑事財政基金に関する規程第六条第四項に規
定する罪に問われた障がい者等（以下単に「罪に問わ
れた障がい者等」という。）の国選弁護士

二 罪に問われた障がい者等の国選付添人

三 罪に問われた障がい者等について刑事被疑者弁護援
助事業を利用して選任された弁護士

四 罪に問われた障がい者等について少年保護事件付添
援助事業を利用して選任された付添人

2 本条における福祉専門職等とは、次の各号のいずれか
に該当する者をいう。

一 社会福祉士

二 精神保健福祉士

三 公認心理師又は臨床心理士

四 更生支援の活動をしている団体（ただし、前三号の
いずれかに該当する者が所属している団体に限る。）

五 地域生活定着支援センターの業務を受託している団

- 5 -

体又はその職員

六 通訳人若しくは手話通訳者又はこれらの者が所属し
ている団体

七 その他前各号に準ずる者

3 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件
付添において、弁護士等の依頼を受けて、福祉専門職等
が次の各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定
める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出す
るものとする。

一 更生支援計画の策定 五万円を上限とする実費

二 更生支援計画の策定又は実行を目的とする次のイか
らホまでに掲げる活動 当該イからホまでに定める額

イ 弁護士等の接見又は面会への同行 一回当たり一
万円

ロ 罪に問われた障がい者等との面会 一回当たり一
万円

ハ 罪に問われた障がい者等の家族、関係機関等との
面会及びケース会議への出席 一回当たり一万円

ニ 証人としての出廷 一回当たり一万円

ホ 通訳又は手話通訳 一回当たり一万円（ただし、
国選弁護士又は国選付添人の報酬に附帯して支払わ

- 6 -

れる通訳又は手話通訳の費用に掛かる部分の金額を除く。）

4 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添において、弁護士等の依頼を受けて、更生支援計画の策定又は実行に関連して、医師が次の各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

一 意見書、診断書等の作成 一通当たり五万円を上限とする実費（ただし、国選弁護士又は国選付添人の報酬に附帯して支払われる意見書、診断書等の作成費用に掛かる部分の金額を除く。）

二 出張 一回当たり二万円

三 相談 一回当たり二万円

5 弁護士等であった者の依頼により、福祉専門職等が第三項各号に掲げる活動を行ったとき、又は医師が前項各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。ただし、弁護士等がその地位を失ってから一年以内に行われた活動に限る。

6 前三項（第三項第一号を除く。）に規定する補助金は、一事件につき、次に掲げる金額を上限とする。

- 7 -

一 第三項第二号（前項の規定による場合を含む。）

合計十万円

二 第四項（前項の規定による場合を含む。） 合計十万円

7 第三項第一号及び前項の上限は、捜査段階及び公判又は審判の段階を通算して適用する。ただし、当該事件が上級審に係属した場合は、審級ごとに適用するものとする。

8 次の各号に該当する活動が行われたときは、弁護士等又は弁護士等であった者に対する加算報酬相当分として、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

一 第三項第一号に掲げる活動 一万円

二 第三項第二号又は第四項の活動 活動の個数にかかわらず一万五千元

三 第五項の活動 一万円

9 他の弁護士が弁護士等に就任した場合は、従前の弁護士等について第五項の規定は適用しない。ただし、刑事事件又は少年事件が上級審に係属した後に、原審の弁護士等であった者が必要に応じてこれらの活動を行う場合は、この限りでない。

- 8 -

(支出の方法)

第三条 第二条の四第一号及び第二号並びに前条第三項から第五項まで及び第八項の補助金は、弁護士会からの申請に基づいて各月毎に算出の上、支出する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。
 - 2 第二条第一号の規定は、平成二十一年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。
 - 3 第二条第三号イ及びロの規定は、平成二十一年六月一日以降に行われた接見及び面会についての補助金の申請から適用し、同日前に行われた接見及び面会についての補助金の申請については、なお従前の例による。
 - 4 当番弁護士等緊急財政基金会計に関する規則（規則第五十七号）は、廃止する。
 - 5 当番弁護士等緊急財政基金寄付金募集要綱は、廃止する。
 - 6 当番弁護士等緊急財政基金寄付金募集における寄付金受け入れ実施細則は、廃止する。
- 附 則（平成二三年三月一七日改正）
- 1 第一条から第三条まで（第二条の二から第二条の四ま

- 9 -

での規定の新設を含む。）の改正規定は、平成二十三年六月一日から施行する。

- 2 改正後の第一条から第三条までの規定は、平成二十三年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前までに受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二六年八月二一日改正）

第二条の四及び第三条の改正規定は、平成二十六年八月二十一日から施行する。

附 則（平成二七年一月一八日改正）

- 1 第二条の二第一項及び第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十八年四月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月一六日改正）

- 1 第二条の二第四項（新設）の改正規定は、平成三十年六月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条の二第四項の規定は、平成三十年六月一日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受

理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年一月一四日改正）

1 第二条第二項の改正規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の第二条第二項の規定は、前項に規定する施行の日以降の援助事業利用申込みから適用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

（平成三〇年政令第五〇号で平成三〇年六月一日から施行）

附 則（令和元年八月二三日改正）

第二条第一項及び第二項並びに第二条の二第一項及び第二項の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和四年一月二〇日改正）

1 第二条第二項、第二条の二第四項、第二条の四第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第三条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第二項及び第一条の二第四項の規定は、令和四年四月一日以降の援助事業利用申込みから適

- 11 -

用し、同日前に受理した援助事業利用申込みについては、なお従前の例による。

3 改正後の第二条の四第一号及び第二号の規定は、令和四年四月一日以降に行われた接見及び面会に係る補助金の申請から適用し、同日前に行われた接見及び面会に係る補助金の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月一六日改正）

1 第一条、第二条第一項、第二条の五（新設）及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の五及び第三条の規定は、令和五年四月一日以降に選任された弁護士等（改正後の第二条の五第一項の弁護士等をいう。以下この項において同じ。）及び弁護士等であった者に係る補助金の申請から適用し、同日前に選任された弁護士等及び弁護士等であった者に係る補助金の申請（ただし、同一事件で新たに同日以降に選任された弁護士等及び弁護士等であった者に係る補助金の申請は除く。）については、なお従前の例による。

- 12 -